（パートタイム会計年度任用職員用）

勤務条件通知書

所在地　さいたま市浦和区常盤６－４－４

　　　　　　　　　　　　　　　　任命権者　清水　勇人

|  |  |
| --- | --- |
| １　任　期 | ・令和６年６月１日から令和６年９月３０日まで（１０名）及び令和６年６月１日から令和６年１０月３１日まで（１５名）* 希望の課所により任期が異なる場合がある。
* 応募時期により任期の始期が遅くなる場合がある。

・年度内更新予定（　有　･　無　）有の場合　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで※　更新は、任期満了時の業務量や業務の進捗状況、予算の有無、勤務成績、態度、職務遂行能力により判断する。・同一の職務内容の職が設置された場合の再度の任用予定（　有　･　無　）※　再度の任用は、任期満了時の業務量や業務の進捗状況、予算の有無、勤務成績、態度、職務遂行能力により判断する。 |
| ２　勤務場所 | ・さいたま市保健所　健康支援課（５名）（さいたま市中央区鈴谷７丁目５番地１２号）・各区役所保健センター（各区２名　計２０名）* 上記いずれかの希望課所１課所
 |
| ３　職務内容 | 主に指定難病医療給付制度の更新手続きに係る事務補助健康支援課：窓口受付、電話対応、書類精査、パソコン入力作業等保健センター：窓口受付、電話対応、書類精査、書類回送等 |
| ４　勤務日 | 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日　※祝日の場合は、勤務を要しない。* 希望の課所により勤務日が上記より少ない場合がある。
 |
| ５　勤務時間、休憩時間、所定時間外労働の有無 | ・午前８時３０分から午後５時１５分まで* 上記時間のうち希望の課所により勤務時間帯・勤務時間数は応相談。

・休憩時間　６０分・所定時間外労働の有無（　有　・　無　） |
| ６　勤務を要しない日 | ・定例日　　毎週土、日曜日、国民の祝日・その他　（定例日につき、上記以外で希望課所により異なる場合あり。） |
| ７　休　暇 | ・年次有給休暇　任期及び勤務日数により異なるため、応募者へ後日お知らせします。・その他の休暇　有給（出産休暇、結婚休暇、忌引休暇等）　　　　　　　　無給（病気休暇、介護休暇等） |
| ８　報　酬 | ・時給　１，１１５円（地域手当に相当する報酬を含む。）・費用弁償（通勤手当相当分）あり |
| ９　募集期間 | ・一次募集期間：令和6年4月1日（月曜日）から令和6年4月26日（金曜日）必着・二次募集期間：令和6年4月30日（火曜日）から令和6年5月31日（金曜日）必着※一次募集期間：原則6月1日からの任用を予定。※二次募集期間：任用手続きが終了し次第の任用となる予定。 |
| 10　受験資格 | ・次のいずれにも該当しない人　　ア　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人　　イ　さいたま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人　　ウ　日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 |
| 11　退職に関する事項 | ・任期が満了した場合は、当然に退職する。・自己都合退職の手続（退職する日の１月前までに所属長に届け出ること。）・免職の事由次の事由に該当する場合は、免職とすることができる。　１　心身の故障のため、職務の遂行に支障があると認められる場合　２　勤務状態が不良である場合又は職員としてふさわしくない行為があった場合・定年制（無） |
| 12　その他 | ・社会保険の加入（厚生年金　健康保険）勤務時間数及び勤務日数による・雇用保険の適用・災害補償　　　　労災・条例適用* 所定の加入要件よりも勤務時間及び勤務日数が少なくなる場合は、社会保険、雇用保険の加入・適用はない。

・その他の事項は、本市の条例、規則等に定めるところによる。 |

＜問合せ先＞

さいたま市保健所　健康支援課　難病対策係

担　当：松尾・西畑

電　話：０４８－８４０－２２１９

ＦＡＸ：０４８－８４０－２２２９